

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.199

**【共通】** 問1 法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官が実施する火災原因調査及び法第16条の3の2の規定に基づき消防庁長官が実施する危険物の流出等事故の原因調査に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防庁長官は、危険物の流出等事故の原因調査を行う市町村長等（総務大臣を除く。）から求めがあった場合に、当該原因調査をすることができる。
- (2) 消防庁長官は、消防長又は法第35条の3第1項の規定に基づき火災原因調査をする都道府県知事から求めがあった場合に、火災原因調査をすることができる。
- (3) 消防庁長官は、特に必要があると認めた場合に、危険物の流出等事故の原因調査をすることができる。
- (4) 消防庁長官は、特に必要があると認めた場合に、火災原因調査をすることができる。

**【消防用設備等】** 問1 法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、本設問において性能評価とは、特殊消防用設備等の性能に関する評価をいうものとする。

- (1) 法第17条第3項の規定による認定（以下本設問において「認定」という。）を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会又は法人であって総務大臣の登録を受けたものが行う性能評価を受けなければならない。
- (2) 総務大臣は、特殊消防用設備等の認定にあたり、当該設備に係る設備等設置維持計画及び性能評価の結果を記載した書面に基づいて、設備等設置維持計画に従って設置・維持する場合における特殊消防用設備等が法第17条第1項又は第2項に基づく技術上の基準に従って設置・維持しなければならない消防用設備等と同等以上の性能を有しているかどうかを審査する。
- (3) 特殊消防用設備等に係る点検の期間及び点検の結果についての報告の期間については、設備等設置維持計画の定めるところによることとされている。
- (4) 認定を受けた特殊消防用設備等の部分である消防の用に供する機械器具等は、検定対象機械器具等とされている。

**【消防用設備等】** 問2 令第17条に規定する全域放出方式のハロゲン化物消火設備の基準に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 駐車のに供される部分、通信機器室及び指定可燃物（可燃性固体類及び可燃性液体類を除く。）を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分には、全域放出方式のハロゲン化物消火設備を設けることができる。
- (2) 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分又はガスタービンを原動力とする発電機が設置されている部分には、消火剤としてHFC-23を使用することができる。

(3) 駐車のに供される部分で、常時人が存在せず、防護区画の面積が1,000平方メートル未満で、かつ、体積が3,000立方メートル未満のものには、消火剤として、HFC-227eaを使用することができる。

(4) HFC-23を放射するものにあつては、防護区画の体積にに応じて必要とされる消火剤の量を10秒以内に放射しなければならない。

**【防火査察】** 問1 火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物は、火災が発生した場合における人命の危険が高く、社会的な影響も大きいことから、一定の期間内に優先的、かつ、重点的な消防法第4条に基づく立入検査を計画することが重要である。次の記述のうち、立入検査標準マニュアルにおいて重点的な立入検査を実施すべき防火対象物の用途等に非該当なものはどれか。

- (1) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の用途に供されているもののうち、特に店内に商品が多量に山積みされている物品販売店舗（量販店）
- (2) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの（ホテル）
- (3) 令別表第1(6)項ロ又は(6)項ハに掲げる防火対象物の用途に供されているもの（社会福祉施設）
- (4) 令別表第1(12)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの（工場）

**【防火査察】** 問2 消防法（以下「法」という。）の違反処理に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 法の罰則は、命令違反を前提とする罰則規定と規定違反に対する直接の罰則規定に分類され、命令違反を前提とする罰則規定に係る違反については、原則として違反処理基準に基づいて警告・命令を発動し、罰則の適用を促すための告発をする必要がある。
- (2) 法第8条の2の2第4項に基づき消防長が防火対象物定期点検虚偽表示の除去命令を発動する際には、事前手続きとして弁明の機会を付与する必要がある。
- (3) 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項に基づき消防署長が防災管理定期点検報告の特例認定の取消しを実施する際には、事前手続きとして聴聞を実施する必要がある。
- (4) 法第5条の3第2項に基づく措置（略式の代執行）の措置権者（主体）は、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長であり、法第5条の3第1項の命令と異なり消防吏員は措置権者ではないので留意する必要がある。

**【危険物】** 問1 次のうち、事前に届け出なければならないと

**〔国民保護〕**

- 問1 答 (ア) 基本指針  
 (イ) 対策本部長  
 (ウ) 都道府県知事  
 (エ) 内閣総理大臣  
 (オ) 武力攻撃による火災

解説 国民保護法第97条参照。

**〔警防〕**

- 問1 答 (2)  
 解説 常に安全な速度で走行し、特に後退時のアクセル操作はゆっくり行う。

消防司令問題

**〔消防法規〕**

- 問1 答 (2)  
 解説 (1) 調査目的もあるため、誤り。  
 (2) 正しい。  
 (3) 該当するため、誤り。  
 (4) ロープ等で明示するため、誤り。  
 (5) 出入りができるため、誤り。

**〔消防時事〕**

- 問1 答 (3)  
 解説 (1) 正しい。  
 (2) 正しい。  
 (3) 更新のピークは2024～2026年のため、誤り。  
 (4) 正しい。  
 (5) 正しい。

**〔地方自治制度〕**

- 問1 答 (3)  
 解説 (1) 依存財源ではなく自主財源のため、誤り。  
 (2) 伸張性の原則のため、誤り。  
 (3) 正しい。  
 (4) 不要なため、誤り。  
 (5) 約9割のため、誤り。

**〔救急〕**

- 問1 答 (3)  
 解説 救急救命士標準テキスト(改定第10版) P. 242からP. 244に、要配慮者についての記載がある。
- 問2 答 (5)  
 解説 救急救命士標準テキスト(改定第10版) P. 328からP. 329に、緊急度・重症度の分類に関する記載がある。
- 問3 答 (2)  
 解説 記載の資器材は、削除されたもの。

**〔警防〕**

- 問1 答 (5)

解説 現場到着時に災害発生車線が自己の出動車線と異なることが判明した場合は、直ちに警防本部に報告するとともに、当該車線に停車することなく直進し、次のインターチェンジから迂回して災害発生車線に進入する。

予防技術検定模擬テスト

**〔共通〕**

- 問1 答 (3)  
 解説 消防法制定時より、火災原因調査は第一次的には消防長又は消防署長が行うこととされてきたが、高度成長期に入り大規模又は複雑な様相を呈する火災が頻発し、その原因を一刻も早く明らかにして公表することは、一地方公共団体のみならず、国の責務でもあるとの考えのもと、消防庁長官の火災原因調査は昭和40年(前年には、川崎市昭和電工爆発火災、新潟地震での石油タンク火災、東京都勝島倉庫爆発火災などが相次いだ。)の消防法改正により新設された。この時点においては、その要件は、消防長又は都道府県知事からの求めがあった場合で、特に必要があると認めるときに限られていた。
- 平成13年の新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災後の国会審議や平成14年の消防法の改正の際の衆議院及び参議院における付帯決議等において、大規模火災等が発生した場合に国による主体的な火災原因調査の必要性が指摘された。また、地方分権改革推進会議が平成14年に提出した「事務・事業の在り方に関する意見」においても、「市町村消防では実施困難な専門性、広域性を有する業務の在り方」について、大規模・特殊火災の火災原因調査の実施等、ヘリ消火・救急等の実施等、専門性、広域性を有する業務で市町村の実施が困難なものについては、国や都道府県の役割の明確化を図る方向で検討し、法改正等所要の措置を講ずるとされた(消防法解説・第5版)。これらを受けた平成15年の消防法の改正により、消防長又は都道府県知事からの求めがなくとも、消防庁長官が特に必要と認められた場合は、主体的な判断による火災原因調査が可能となった。これにより、社会的に大きな影響を与えるような火災等について、消防庁長官が主体的に火災原因調査を行い、その結果を適切に火災予防行政に反映させていく仕組みが構築された。
- 一方、危険物の流出等事故の原因調査については、平成6年以降の危険物事故の増加傾向を背景に、火災発生の蓋然性の高い危険物の流出等事故の原因を調査し、その調査結果を危険物行政全般に反映することによる火災予防の充実を図るため、平成20年の消防法改正により、新設された(消防法解説・第5版)。
- (1) 法第16条の3の2第4項の規定により正しい。法11条第2項において、危険物施設(製造所、貯蔵所又は取扱所)の許可の主体は市町村長、都道府県知事及び総務大臣であり、「市町村長等」として定義されている。総務大臣が許可を行った危険物施設の危険物の流出事故等の調査については、総務大臣の統轄の下にあ

る消防庁長官が法第16条の3の2第1項に基づき実施することから、法第16条の3の2第4項では市町村長等から総務大臣は除かれている。

- (2) 法第35条の3の2第1項の規定により正しい。
- (3) 危険物の流出事故等については、消防庁長官が主体的にその原因を調査する権限は、消防法上規定されていないため、誤り。
- (4) 法第35条の3の2第1項の規定により正しい。

### 〔消防用設備等〕

問1 答 (4)

解説 特殊消防用設備等については、新技術の導入等により出現するものであるため、その設置及び維持に関する基準等を事前に定めておくことは困難である。そのため特殊消防用設備等ごとに当該設備の設置及び維持の方法等に関する計画（設備等設置維持計画）が法第17条第3項の特殊消防用設備等の総務大臣の認定の際に不可欠なものとして位置付けられている。

今後、DXの進展に伴い、新技術を活用し、点検をリモートで行ったり、点検期間を従来の消防用設備等に比べ大幅に延長することを目的とした機器が開発される可能性がある。このような場合にも、認定を受けようとする者自らが定める設備等設置維持計画と一体となっている特殊消防用設備等の認定の仕組みを活用することが期待される。

- (1) 法第17条の2第1項の規定により正しい。
- (2) 法第17条の2の2第2項の規定により正しい。
- (3) 則第31条の6第2項及び第3項の規定により正しい。
- (4) 令第37条の規定より、法第17条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等の部分である消防の用に供する機械器具等は、法第21条の2に規定する検定対象機械器具等から除かれているため、誤り。当該規定も、新たな技術開発等を促すためのものである。

問2 答 (2)

解説 ハロゲン化物消火設備の消火剤については、従来から使用されてきたハロン消火剤（ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301）に加えて、新たにHFC-23、HFC-227ea（平成13年消防施行規則改正）及びFK-5-1-12（平成22年消防施行規則改正）が加わっている。新たなものは、消火の際に発生するフッ化水素の量が多いことから、全域放出方式に限定され、人命安全の観点から常時人がいない部分に設置されることとされている（消防法施行令解説・第2版）など、適用範囲等に注意が必要である。

- (1) 則第20条第4項第1号の規定により正しい。
- (2) 則第20条第4項第2号の2の規定により誤り。使用できる消火剤はハロン1301であるが、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づく「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」を受け、「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制について（平成3年消防予第161号・消防危第88号）」等により、ハロン消火剤の使用抑制を行うこととさ

れており、その使用はクリティカルユース（必要不可欠な分野における使用）に限定されている（「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について（平成13年消防予第155号・消防危第61号（平成26年一部改正）」参照）。

- (3) 則第20条第4項第2号の2の規定により正しい。
- (4) 則第20条第1項第3号ロの規定により正しい。

### 〔防火査察〕

問1 答 (2)

解説 (1) 「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の改正について（令和4年11月21日、消防予第598号、消防庁予防課長通知（以下「598号通知」という。））により該当。

- (2) 598号通知により非該当。
- (3) 598号通知により該当。
- (4) 598号通知により該当。

問2 答 (2)

解説 (1) 違反処理標準マニュアルにより適当。

(2) 当該命令については、防火対象物点検資格者により実施された点検対象事項が点検基準に適合していないことが明らかであり行政手続法第13条第2項により事前手続は不要なので不適当。

(3) 違反処理標準マニュアルにより適当。

(4) 法第5条の3第2項及び逐条解説消防法により適当。

### 〔危険物〕

問1 答 (3)

解説 危険物保安監督者の選任・解任、製造所等の譲渡・引渡及び製造所等の廃止の各届出については、それぞれの届出要件が発生した時には、遅滞なく届け出なければならないとされている。一方、製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名・数量・指定数量の倍数の変更は、当該製造所等の火災危険性に密接に関わる重要事項であることから、これらの変更をしようとする日の10日前までに届け出ることとされている。法第11条第6項、第11条の4第1項、第12条の6、第13条第2項参照。

問2 答 (4)

解説 第1類の危険物は酸化性固体であり、第6類の危険物（酸化性液体）以外の類の危険物との混載は、原則として禁止されている。また、第1類の危険物の試験は、粉粒状の物品にあっては燃焼試験及び落球式打撃感度試験、その他の物品にあっては大量燃焼試験及び鉄管試験とされており、これらの試験において示される性状に応じ、第1種～第3種酸化性固体の3つに区分されて指定数量が定められている。なお、第1類の危険物が関与する火災の消火には、分解を抑制するために水系の消火設備が用いられる。令第1条の3、別表第3、別表第5、規則別表第4参照。